

あいち住まい・まちづくりマスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛知県の住まい・まちづくり政策に関する基本方針となる「あいち住まい・まちづくりマスタープラン」の見直しについて意見を聞くため、あいち・住まいまちづくりマスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に別表に掲げる委員長、副委員長を置く。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のある時はその職務を代理する。

(部会)

第4条 委員会には次の部会を設けるものとする。

(1)公営住宅・セーフティネット部会

(2)高齢者居住部会

(3)住宅市場部会

2 各部会は、別表2に掲げる委員により構成する。

(設置期間)

第5条 委員会は、平成22年度及び23年度の2か年間、設置する。

(会議の公開等)

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

2 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については別途定める要領による。

3 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部建築担当局住宅計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

【別表1】

委員長	海道 清信	名城大学教授
副委員長	小松 尚	名古屋大学大学院准教授
委員	生田 京子	名城大学准教授
	稲葉 佳子	法政大学大学院 デザイン工学研究科兼任講師
	大西 光夫	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ理事長
	栗田 暢之	特定非営利活動法人 レスキューストックヤード代表理事
	齊藤 広子	明海大学教授
	田川 佳代子	愛知県立大学教授
	馬場 研治	東海住宅宅地経営協会理事長
	丸山 優	日本福祉大学教授

【別表2】

部会の名称	構成委員
(1)公営住宅・セーフティネット部会	稲葉 佳子
	栗田 暢之
	田川 佳代子
(2)高齢者居住部会	生田 京子
	大西 光夫
	小松 尚
(3)住宅市場部会	海道 清信
	齊藤 広子
	馬場 研治
	丸山 優